

外来種被害防止行動計画の進捗状況の確認と目標の見直しについて
(進捗状況の確認結果)

2020年7月30日
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室
農林水産省大臣官房政策課環境政策室
国土交通省総合政策局環境政策課

1. 経緯

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」と、2012年に閣議決定された生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえて、多様な主体が連携した外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の生物多様性を保全することを目的として「外来種被害防止行動計画（以下、行動計画という）」が2015年3月に環境省、農林水産省及び国土交通省により策定された。

本計画は、各主体がさまざまな社会活動（各種政策や事業、行動等）に外来種対策の観点を含め、計画的に実施するようしていく（主流化する）ための基本的な考え方、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が独自もしくは連携して外来種問題に取り組むための行動指針、それらを踏まえた国の行動計画を示すことにより、我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを目的としている。

国による具体的な行動および目標については第2部第1章の各節に記載されており、第2部第2章において、「2017年度を目途に目標の進捗状況を把握し、各省庁の取組状況を確認し、2019年度を目途に目標の実施状況の点検と見直しを実施する」こととしている。

今般の作業は、これに基づき、行動計画に記載された各目標の2017年度までの進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認を行ったものである。

2. 作業方針とスケジュール

(1) 目標の進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認（今回作業）

- ・ 2018年3月末までの期間を対象として行う。
- ・ 構成は行動計画に掲げられた国による具体的な行動の各節に対応した8部構成とし、行動計画に示された行動目標の進捗状況を把握し、行動計画に記載された各省庁の取組について状況を確認する。

(2) 目標の実施状況の点検と目標の見直し（今後の作業予定）

- ・ 2020年3月末までの期間を対象として目標の達成状況の確認を行う。
- ・ 次期生物多様性国家戦略の検討において、これらの結果を活用する。（2021年度）

3. 結果

- ・ 目標の進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認

2018年3月末までの期間を対象として、行動計画に掲げられた国による具体的な行動について、項目ごとに行動目標の進捗状況を把握するとともに、各省庁の取組について状況を確認したところ、その概要は以下のとおりであった（詳細は参考資料3及び参考

資料3別紙参照)。

【行動目標の進捗状況】(参考資料3別紙参照)

- ① 外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成
 - ・ 外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合
80%を目標としている。2014年度末(当初値)は60.1%、2017年3月は56.4%となっている。
 - ・ 外来生物法の内容を知っている人の割合
30%を目標としている。2014年度末(当初値)は9.0%、2017年3月は20.1%となっている。
- ② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進
 - ・ 生物多様性地域戦略の策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は33都道府県、2018年3月は43都道府県となっている。
 - ・ 外来種に関する条例の策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は20都道府県、2018年3月は23都道府県となっている。
 - ・ 侵略的外来種のリストの策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は14都道府県、2018年3月は22都道府県となっている。
- ③ 侵略的外来種の導入の防止(予防)
 - ・ 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合
50%を目標としている。2014年度末(当初値)は不明、2017年3月は6.3%となっている。
 - ・ 非意図的な導入の経路の把握・管理
どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施することを目標としている。
2014年度末(当初値)、2017年度末とも、非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。
- ④ 効果的、効率的な防除の推進
 - ・ 生物多様性保全上重要な地域における外来種対策
 - ✓ 奄美大島・やんばる地域のマングース
関係機関との協力の下、2020年までに複数の小区画で地域根絶を達成し、2022年度までに奄美大島及びやんばる地域において、根絶が達成されることを目標にしている。2017年度末において、関係機関と連携して取組を実施している。各島においてマングース防除に係る防除実施計画を策定しており、奄美大島においては2022年の根絶、やんばる地域においては2026年度までの完全排除を目指して継続的に事業を実施している。

✓ 小笠原諸島の外来種

目標設定はなし。2013年からグリーンアノール対策に係るワーキンググループを開催し効果的な対策と完全排除に向けた取組を検討するなど、国や東京都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の連携により、各種外来種対策を実施している。

✓ 琵琶湖、伊豆沼・内沼、藪牟田池等のオオクチバス等

2020年までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築されることを目標としている。2017年度末において、琵琶湖は県が中心となり、研究機関ボランティア団体等と防除を実施しており、地域の体制が構築された。伊豆沼・内沼は密度低下に向けた防除の取組を地元の環境保全財団、ボランティア団体、環境省の3者が実施した。藪牟田池では、九州地方環境事務所が実施していた外来魚防除が薩摩川内市等の団体に引継がれた。

✓ 琵琶湖のオオバナミズキンバイ等

効果的、効率的な防除手法を開発し、2020年までには分布拡大が抑えられていることを目標としている。2017年度末において、関係機関が連携し防除に係る取組を進めており、分布面積は狭まっているものの、一部地域では面積の拡大が確認されており、引き続き管理可能な状態に置くための取組を進めていく必要がある。

✓ 釧路湿原、奥日光の湿原のオオハンゴンソウ

2020年の時点で、釧路湿原では保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハンゴンソウが存在していないことを目標としている。2017年度末において、釧路湿原は保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを実施した。奥日光は毎年戦場ヶ原周辺部において、湯元集団施設地区の所管地で請負業務として、また関係機関の参加のもとオオハンゴンソウ等外来植物除去作戦として、外来植物の除去活動を実施した。パークボランティア活動としても、戦場ヶ原及びその周辺部でオオハンゴンソウを含む外来植物を除去しており、予防策を継続して実施した。

・ 広域に分布する外来種への対策

✓ アライグマ

2020年までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の確認手続きを取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築されることを目標としている。2017年度末において、全国における分布地域の情報については、2018年8月*に生物多様性センターがとりまとめ公表している。引き続き、情報整備等に向けた検討を行っていく必要がある。また、各地域における防除を支援するため、2017年にアライグマ等防除ハンドブックを作成・公表しているが、分布拡大の抑止には至っておらず、さらに取組を推進する必要がある。

*作業時点における最新情報として、参考記載

✓ オオクチバス等

2020年までに効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国で防除が進展することを目標としている。2017年度末において、防除の手引きや駆除マニュアルの作成がなされているほか、電気ショッカーや産卵床の設置等、効果的な防除に係る事例はあるが、抜本的な防除手法やモニタリング手法の開発には至っておらず、引き続き情報収集を進めるとともに、各地域における防除等を推進していく必要がある。

✓ ノートリア

2020年までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布が見られる地方自治体に隣接した地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築されることを目標としている。2017年度末において、全国における分布地域の情報については、2018年8月*に生物多様性センターがとりまとめ、発表をしている。引き続き、情報整備等に向けた検討を行っていく必要がある。また、分布拡大の抑止には至っておらず、各地域における取組を推進する必要がある。

*作業時点における最新情報として、参考記載

⑤ 国内由来の外来種への対応

- ・ 地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数

47都道府県を目標としている。2014年度末（当初値）は13都道県、2017年度末は不明である。

- ・ 地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数

47都道府県を目標としている。2014年度末（当初値）は13都道県、2017年度末は不明である。

⑥ 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいることを目標としている。2014年度末（当初値）、2017年度末において、具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

- ・ 侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する

主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開することを目標としている。2014年度末（当初値）、2017年度末において、侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。

- ・ 主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する

主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立することを目標としている。2014年度末（当初値）においては、侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。2017年度末において、一部の侵略的外来種について効果的な防除手法を確立しつつある。

⑧ その他の対策

- ・ 外来種被害防止行動計画

我が国における愛知目標の個別目標9を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表することを目標としている。2017年度末において、策定済みである。

【各省庁の取り組み状況】（参考資料3）

① 外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成

22項目中、18項目が実施済、4項目が進捗中であった。20項目は今後も継続を予定し、2項目は内容の見直しを検討している

② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

10 項目中、5 項目が実施済、5 項目が進捗中であった。全ての項目について今後も継続を予定している。

③ 侵略的外来種の導入の防止（予防）

34 項目中、28 項目が実施済、5 項目が進捗中、1 項目がその他*1であった。2 項目は目標を達成し（見込み含む）終了する。31 項目は今後も継続を予定し、1 項目は内容の見直しを検討している。

*1：また、特定外来生物への新規指定により、生態系等の影響のおそれがある代替種の流通が懸念される場合、その侵略性等を踏まえ、輸入規制等について検討します。（環境省）

→ 該当する種がないため未実施

④ 効果的、効率的な防除の推進

31 項目中、22 項目が実施済、9 項目が進捗中であった。全ての項目について今後も継続を予定している。

⑤ 国内由来の外来種への対応

10 項目中、全ての項目が実施済であった。1 項目は目標を達成し終了する。9 項目は今後も継続を予定している。

⑥ 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

10 項目中、9 項目が実施済、1 項目が進捗中であった。全ての項目について今後も継続を予定している。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

15 項目中、13 項目が実施済、1 項目が進捗中、1 項目がその他*2であった。2 項目は目標を達成し終了する。13 項目は今後も継続を予定している。

*2：農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業により、研究課題「新規侵入害虫チュウゴクナシキジラミの拡散防止と被害軽減技術の開発」を実施しているところであり、引き続き、侵略的外来種の防除と管理に係る調査研究等を推進します。（農林水産省）

→ チュウゴクナシキジラミの分布範囲、生活環を明らかにし、有効な薬剤を選択する等の成果を得て、平成 26 年度に研究課題を終了した。

⑧ その他の対策

4 項目中、1 項目が実施済、3 項目が進捗中であった。全ての項目について今後も継続を予定している。